

## 「那覇てんぶすビジョン」運営要綱

平成29年1月26日

経済観光部長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市が運営する屋外型大型映像装置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称等)

第2条 屋外型大型映像装置の名称、位置及び運営目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 那覇てんぶすビジョン（以下「ビジョン」という。）
- (2) 位置 那覇市牧志3丁目2番10号（那覇市ぶんかテンブス館敷地内）
- (3) 運営目的 ビジョンは、沖縄県有数の観光地である国際通りのランドマークとして位置付け、観光交流都市のイメージアップ及び那覇市中心商店街の継続的な賑わい創出を図ることを目的に運営する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ポケットパーク てんぶす那覇ポケットパークをいう。
- (2) 広報 市長が公益上必要と認めたものをいう。（各行政機関が主催・共催・補助・委託しているものなど。）
- (3) 広告 民間企業等の商品宣伝、販売促進、企業PRなどを主な目的としたものをいう。

### (運営方針)

第4条 ビジョンは、第2条第3号の運営目的に沿って運営することとし、その目的の範囲内において、次の各号に掲げる事項について活用することができる。

- (1) 本市または県内外行政機関の広報掲載
  - (2) 民間企業等の広告掲載
  - (3) ポケットパーク占有者、または市長が特に必要と認める者からの申し出に基づく、ビジョンの借用、消音及び放映停止
- 2 前項に掲げるもののほか、市長が公益上必要であると認めたもの
- 3 前各項までのものについて、次の各号に掲げる映像は放映することができない。
- (1) 公序良俗に反するもの
  - (2) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの

- (3) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (9) 人権を害するおそれのあるもの
- (10) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物などを無断で使用しているもの
- (11) 社会問題を起こしている事柄、事業及び事業者に関するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、ビジョンで放映することが適当でないと市長が認めたもの

（放映枠等）

第5条 広報及び広告については第2条第3号の運営目的を阻害しないよう、1時間あたりの放映時間を次の各号に掲げるとおり設定するものとする。

- (1) 広報 延べ5分以内
- (2) 広告 延べ10分以内

2 天災やビジョンの機器保守等により、広報及び広告の申込者の責めに帰さない理由で放映が出来ない場合は、原則振替による放映を行うこととする。ただし、開催日を経過したイベント等の広報及び広告等、時機を逸した場合についてはその限りではない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、ビジョンの運営に必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年1月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年2月7日から施行する。